



理 由 書

本地区は、JR はりま勝原駅から西南へ約 600m に位置し、これまで本地区を含む周辺は企業社宅用地として利用されてきたが、近年、開発行為等により新たに道路、公園等の公共施設、住宅地が整備され、遊休地の土地利用転換が進められている。

本地区においても、土地区画整理事業により都市基盤である道路や公園を整備するとともに、商業業務施設と住宅等を中心とした良好な住環境を備えた市街地形成を図るため、本案のとおり都市計画の決定をするものである。